

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱および復帰について

2020年4月10日
関西電力株式会社

美浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）は、第25回定期検査中のところ、本日9時47分頃に3A海水ポンプ^{*1}が自動停止しました。このため、A非常用ディーゼル発電機への冷却水の供給ができなくなったことから、9時47分に保安規定の運転上の制限^{*2}を満足していない状態にあると判断しました。

その後、9時59分に待機中の3B海水ポンプを起動し、運転状態に問題がないことを確認できたため、10時30分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

なお、本件による環境への放射能の影響はありません。

今後、3A海水ポンプが停止した原因について、調査を行います。

※1：非常用ディーゼル発電機などの機器に機器冷却用の海水を供給するポンプ。

※2：保安規定第75条 原子炉から燃料を取出している期間においては、ディーゼル発電機2基が動作可能であることが求められている。

保安規定の運転上の制限の逸脱

運転上の制限とは、安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限が定められているものであり、これを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行うことが必要となる。

以上